三　平成三十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証（特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成二十八年国土交通省告示第八百五十一号）第二条の規定により発行された出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9　（略）

（かじ取装置）

第七条　（略）

2～9　（略）

10　次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第九百六号）第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年九月三十日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年三月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十一年十月一日から平成三十三年三月三十一日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十一年九月三十日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年三月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十一年十月一日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年四月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年九月三十日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年三月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）の性能が同一のもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十一年十月一日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年四月一日）以降に製作された自動車であって、平成三十一年十月一日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年四月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車にあっては平成三十一年九月三十日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十二年三月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）の性能が同一のもの

四　平成三十三年三月三十一日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成三十五年三月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

三　平成三十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9　（略）

（かじ取装置）

第七条　（略）

2～9　（略）

（新設）